

滋賀県の農業・水産業向け 支援制度の御案内 令和8年度(2026年度)



水産業



農業



畜産業

注意事項

- この冊子は、令和8年(2026年)4月1日現在の情報をもとに、農業・水産業に関わる皆さんが利用できる制度をまとめたものです。制度によっては内容(要件等)が変更される場合もありますので、御注意ください。
- 各制度には、それぞれ募集時期がありますので御注意ください。
- 各制度の記載内容は概要ですので、利用に当たっては、詳しい条件などについてお問合せ先まで御確認ください。
- 本冊子のPDFデータは、県ホームページで掲載しています。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/seisangizyutsu/343538.html>)

滋賀県農政水産部

地域の課題解決に向けた取組			
業種	こんなときに	支援区分	ページ
農業	集落営農等との連携・合併による集落営農組織の活性化や経営発展に取り組みたい	補助金	1
農業	集落の活性化に向けた知識や事例を学んだり、中山間地域の人たちとのつながりが欲しい	研修	1
農業	地域の農地の集積・集約化を進めたい	補助金	2
農業	水路や農道、ため池などの保全に地域で取り組みたい	補助金	2
農業	中山間地域での耕作放棄の対策や、水路・農道など保全管理活動等に取り組みたい	補助金	3
農業	他集落と協働して地域運営を行いたい	補助金	3
農業	企業や大学、NPO等と連携を図り、集落の活性化を目指す活動に取り組みたい	補助金・マッチング	4
農業	棚田を保全する活動に取り組みたい 農作業の支援を受けたい	相談・サポート	4
農業	企業等が農業に参画するために相談がしたい	相談・サポート	5
全般	農山漁村活性化のために、農泊の推進により所得向上、雇用増大さらには移住・定住も見据えた関係人口の創出を図りたい、一緒に目指したい	ネットワーク	6
全般	地域で再生可能エネルギーの地産地消の取組を行いたい	補助金	6

新規就業に向けた取組			
業種	こんなときに	支援区分	ページ
農業	農業に興味があるので、一度農業体験がしたい	相談・サポート	7
農業	新たに農業を始めたい 農業法人に就職したい (情報収集)	相談・サポート	7
農業	新たに農業をしたり、農業法人に就職するために相談がしたい	相談・サポート	8
農業	新たに就農するための基礎知識を学びたい	研修	8
農業	就農する時に必要な栽培技術等の研修を受けたい	研修	9
農業	新たに農業を始めるための研修期間中の生活費を確保したい	補助金	10
農業	新たに農業を始めたいが、就農直後から所得を確保したい	補助金	10
農業	就農後の経営発展のために、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入したい	補助金	11
畜産業	牛の家人工授精に関する技術を習得したい	研修	11
水産業	漁業への就業に関する相談や体験をしたい 漁船・漁具等の費用の支援を受けたい	研修・補助金	12

経営発展に向けた取組			
業種	こんなときに	支援区分	ページ
農業	若手農業者の仲間づくりを進めたり、栽培技術を向上させたい	相談・サポート	13
農業	農業生産で生じる様々なリスクを未然に回避したい	相談・サポート	13
全般	6次産業化に関する事業戦略、商品開発、マーケティングなどについてアドバイスを受けてたい	研修・相談・サポート・補助金	14
農業	農泊（農山漁村滞在型旅行）の取組を地域で進めたい 農家民宿を開業したい	相談・サポート	15
農業	スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画認定の申請をしたい	相談	15
農業	新規就農者や認定農業者、集落営農組織などの担い手が経営改善に関する悩みを専門家に相談したい	相談・サポート	16
農業	女性農業者として農業スキルを習得したい、経営に参画したい	研修	16
農業	農業経営の発展・改善のため、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入したい	補助金	17
農業	農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設を整備したい	補助金	17
農業	産地が一丸となって収益力強化に計画的に取り組むため、農業機械や集出荷施設の整備等をしたい	補助金	18
農業	農業支援サービス事業の立上げや事業拡大をしたい	補助金	19
農業	農福連携を知りたい・取り組んでみたい、障害者が働ける環境や施設を整備等したい	研修・補助金 ・マッチング	19
水産業	漁労の省力化・効率化や、漁獲物の品質向上などについてアドバイスを受けてたい	相談・サポート	20

安定した農畜水産物の生産			
業種	こんなときに	支援区分	ページ
農業	野菜、花き、果樹等の大規模産地の育成や新たな産地づくり、既存産地の活性化に取り組みたい	補助金	21
農業	農地中間管理機構と連携しつつ、農地区画の拡大や暗渠排水の整備、水路の更新などに取り組みたい	補助金	21
農業	水田の畑地化に伴い、土地改良区の決済金等を支援してほしい	補助金	22
畜産業	和牛繁殖雌牛の改良を進めたい	補助金	22
畜産業	黒毛和種繁殖経営の生産性向上に向けた取組についてアドバイスを受けてたい	相談・サポート	23
畜産業	乳用育成牛の飼養管理の省力化を図りながら酪農を継続したい	相談・サポート	23
畜産業	乳用牛の後継牛を確保したい	補助金	24
畜産業	家畜の飼料用稲わらの収集を進めたい	補助金	24

畜産業	経営力強化・改善に必要な機器等を整備したい	補助金	25
水産業	養殖用配合飼料の高騰の影響を緩和したい（対策を進めたい）	補助金	25

生産物の魅力発信と販路の拡大			
業種	こんなときに	支援区分	ページ
全般	県産食材のPRや事業者等との交流を行いたい	登録・マッチング	26
全般	海外へ販路を拡大したい	相談・サポート	27
全般	農畜水産物や加工食品を作って販売する際の表示について相談したい	相談・サポート	27
水産業	「琵琶湖八珍」を素材として使用・活用している商品、お店をPRしたい	認定・登録	28

環境配慮の取組			
業種	こんなときに	支援区分	ページ
農業	環境こだわり農業に取り組みたい	補助金	29
農業	環境こだわり農産物の認証を受けたい	認定・登録	29
農業	環境こだわり農産物の加工品のマークを使いたい	認定・登録	30
農業	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の認定（みどり認定）を受けたい。グリーンファーマー（みどり認定者）になりたい。	認定・登録	30
農業	化学合成農薬や化学肥料を使用しないオーガニック農業に取り組みたい	補助金	31
農業	水田から濁水を流さないようにしたい 濁水を減らしたい 用水を有効に活用したい	補助金	32
農業	鳥獣被害防止施設（侵入防止柵）を整備したい	補助金	33
農業	生きものに配慮した水田づくりの取組について支援を受けたい	研修・サポート	33
農業	生きものに配慮した水田づくりの取組について支援を受けたい	補助金	34

資金の確保			
業種	こんなときに	支援区分	ページ
全般	自然災害等による被害に対し農業経営の維持に必要な資金を借りたい	融資	35
農業	農業経営の改善のために必要な長期の農業資金を借りたい	融資	35
農業	短期の農業資金を借りたい	融資	36
農業	農業の経営改善に必要な長期の農業資金を借りたい	融資	36
農業	新規就農に必要な資金を借りたい	融資	37
農業	経営規模の拡大や償還負担の軽減のための資金を借りたい	融資	37
農業	償還負担軽減のための営農負債の借換えに必要な資金を借りたい	融資	38
畜産業	畜産農家の方が、既往負債を長期・低利で借り換えたい	融資	39

水産業	施設整備や漁船・漁具改良取得、経営安定等のための資金を低利で借りたい	融資	40
水産業	経営等改善、生活改善するための設備等の購入、改造するための資金を無利子で借りたい	融資	41
水産業	40歳未満の方で、漁業の開始資金や研修費用を無利子で借りたい	融資	43
水産業	漁具、養殖施設等の設備投資に必要な資金を借りたい	融資	44

滋賀の農林水産業のサポーターを募集しています

業種	こんなときに	支援区分	ページ
全般	琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業を応援したい	ネットワーク	45
全般	滋賀県の農や食を応援したい	ネットワーク	46
農業	棚田の農作業を手伝いたい 保全活動に協力したい	ネットワーク	47
畜産業	近江牛について学習・研究や魅力発信をしたい 子どもや若者を対象に近江牛をテーマとした食育や学習の機会を提供したい	研修・情報発信	48

滋賀の農林水産業の魅力をお届けしています

業種	こんなときに	支援区分	ページ
全般	「滋賀の農畜水産物」について知りたい、買いたい、食べたい	情報発信	49
全般	世界農業遺産「琵琶湖システム」に関する取組について知りたい	情報発信	50
全般	滋賀の農村振興に関する取組や活動について知りたい	情報発信	51
水産業	「滋賀の水産」に関する情報を知りたい	情報発信	52
水産業	漁業権漁場の位置や採捕禁止区域などの遊漁のルールを知りたい	情報発信	53
農業	大津・南部管内の農業・農村の情報や大津・南部農業農村振興事務所の活動が知りたい	情報発信	53
農業	甲賀農業農村振興事務所の活動や甲賀地域の農業情報が知りたい	情報発信	54
農業	東近江地域の農業普及指導センターの活動や農業情報が知りたい	情報発信	54
農業	湖東地域の農業普及指導センターの活動や農業情報が知りたい	情報発信	55
農業	湖北地域の農業普及指導センター等の活動や農業情報、地域の魅力が知りたい	情報発信	55
農業	高島地域の農業農村の振興活動や地域の魅力が知りたい	情報発信	56
農業	滋賀県が開発に取り組む農業・栽培技術や農業が楽しくなる情報等について知りたい	情報発信	56

○ 冊子に掲載した問合せ先一覧 57～59 ページ

令和8年度 農業・水産業トピックス

気候変動への緩和策と適応策

緩和策 エネルギー作物の実証栽培

ジャイアントミスカンサスやエリアンサスの栽培実証を通じ、滋賀県で育成に適したエネルギー作物の栽培実証を進めています。エネルギー作物は収穫後、ペレットに加工することで、バイオマスボイラー（暖房機器）の燃料として使用でき、化石燃料の使用削減ができます。農作物栽培の条件が悪い荒廃農地において、導入試験を実施しています。



定植風景

エネルギー作物のジャイアントミスカンサス



6月



8月

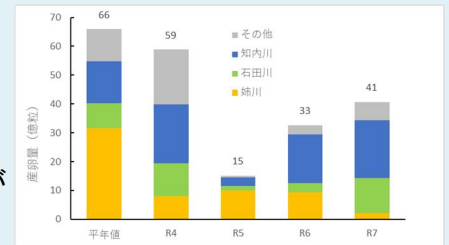


10月

適応策 アユ資源不安定化への対策

1. 河川の高水温化によるアユの産卵への影響

アユは琵琶湖の水産業において最も重要な魚種ですが、直近3年は、産卵が始まる9月の河川が高水温となり産卵の不調が発生しています。特にアユの主要な産卵場である姉川では高水温や濁水のため、産卵量が著しく減少しています。



県内11河川の産卵調査結果

2. 漁業者を中心とした活動組織による対策

県内の河川の中でも水温が低い傾向にある知内川で、地元の活動組織によりアユの産卵を増やす取組が進められています。アユは川底の小石に卵を産み付けますが、産卵に適した場所を増やすため、河川の底を耕すことで、泥を洗い流し、河床をやわらかくする「耕うん」作業が行われています。

3. アユ産卵用人工河川による増殖対策

滋賀県ではアユ資源を安定的に確保できるよう、県内2か所でアユ産卵用人工河川を稼働しています。この河川は、水温や川底などをアユの産卵に適した状態に管理しており、親アユを放流することで効率的に産卵させ、アユの子どもを琵琶湖に放流することができます。気候変動の中、琵琶湖の水温を考慮しアユを放流するタイミングを調整するなど、最適な人工河川の運用手法の確立を目指します。



漁獲されたコアユ



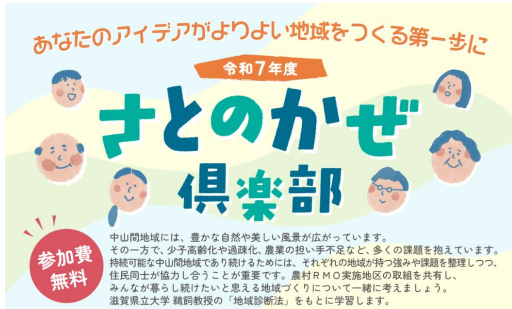

産み付けられたアユの卵



重機による耕うん作業


地域の課題解決に向けた取組

事業名	集落営農総合支援事業（集落営農連携促進等事業）	補助金
▼こんなときに		
集落営農等との連携・合併による集落営農組織の活性化や経営発展に取り組みたい		
▼こんな支援が受けられます		
○集落営農等の連携・合併に向けたビジョンを作成のうえ、その実現に向けた取組を支援します。		
支援項目	内容	
集落ビジョンの作成	ビジョン作成に要する経費への補助（定額）	
若者等を雇用する経費	新たに若者等を雇用した場合に上限 100 万円を補助	
収益力向上に向けた取組	新品目の試験栽培等新たな取組を支援（定額）	
法人化への取組	法人化の取組に対し補助（定額 25 万円）	
共同利用機械の購入	効率的生産に向けた機械の導入支援(1/2 以内)	
○対象となる方の条件		
共同で農作物生産を行う集落営農組織で、集落営農等との連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立を目指すこと。		
※具体的な要件等は、国の要綱により別途定められます。		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	



事業名	さとのかぜ倶楽部（中山間地域活性化リーダー育成研修）	研修
▼こんなときに		
集落の活性化に向けた知識や事例を学んだり、中山間地域の人たちとのつながりが欲しい		
▼こんな支援が受けられます		
中山間地域の活性化を目指す方々を対象に、地域活性化の先進事例やノウハウを学んでいただくため、現地見学やワークショップを行うとともに、参加者同士の交流を深めます。		
 <p>あなたのアイデアがよりよい地域をつくる第一歩に 令和7年度 さとのかぜ倶楽部 参加費無料</p> <p>中山間地域には、豊かな自然や美しい風景が広がっています。その一方で、少子高齢化や過疎化、農業の担い手不足など、多くの課題を抱えています。持続可能な中山間地域であり続けるためには、それぞれの地域が持つ強みや課題を整理しつつ、住民同士が協力し合うことが重要です。農村RMO実施地区の取組を共有し、みんなが暮らし続けたいと思える地域づくりについて一緒に考えましょう。滋賀県立大学 橋本教授の「地域診断法」をもとに学習します。</p>		 <p>地域活性化に向けた意見交換</p>
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 農村企画係 TEL：077-528-3960 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	


事業名	農地集積・集約化推進事業	補助金
▼こんなときに		
地域の農地の集積・集約化を進めたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○農地中間管理機構へ農地をまとめて貸し出す地域等に対する支援（農地集約化促進事業） 地域計画が策定されている地域等において、農地中間管理機構（以下「機構」という。）にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地の集約化を図る地域に支援金を交付します。</p>		
種類		内容
(1) 集約化加速タイプ		機構を通じて農地の集約化を図る地域への支援
(2) 地域集約化実現タイプ		機構にまとまった農地を貸し付ける地域への支援
※条件の詳細な内容は、ホームページを御覧ください。		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/seisangizyutsu/300410.html	

事業名	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策支援交付金	補助金
▼こんなときに		
水路や農道、ため池などの保全に地域で取り組みたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○農地維持支払交付金 農地の法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持管理などの保全活動への支援</p> <p>○資源向上支払交付金 水路、農道、ため池などの補修（質的向上を図る共同活動）への支援</p> <p>○対象となる方の条件…集落等を単位とします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者のみで構成される組織 …農地維持支払交付金の交付が受けられます ・農業者、地域住民、地域団体等で構成される組織…両交付金の交付が受けられます 		 <p>水路の泥上げ</p>
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室 TEL：077-528-3962 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18548.html	

事業名	中山間地域等直接支払制度	補助金
▼こんなときに		
中山間地域での耕作放棄の対策や、水路・農道など保全管理活動等に取り組みたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、耕作放棄の発生防止活動や、水路・農道等の泥あげ、草刈り等の管理活動、周辺林地の管理、景観作物の作付け等の活動を行う場合、面積に応じて一定額が交付されます。</p> <p>○対象となる地域 地域振興立法等で指定された地域で、傾斜がある等の基準を満たす農用地</p> <p>○交付単価（田） 田：急傾斜（1/20 以上）…21,000 円/10a、緩傾斜（1/100 以上）…8,000 円/10a 畑：急傾斜（15 度以上）…11,500 円/10a、緩傾斜（8 度以上）…3,500 円/10a</p> <p>○交付金の使途 協定の参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。</p>		 <p style="text-align: center;">水路の管理</p>
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室 TEL：077-528-3962 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/322565.html	



事業名	農村RMO形成推進事業	補助金
▼こんなときに		
他集落と協働して地域運営を行いたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○中山間地域において、複数の集落の機能を補完して、地域資源の保全・活用や農業振興と併せて、買い物・子育て支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う事業体である、「農村型地域運営組織（農村 RMO）」の形成を推進するため、農村 RMO を目指して地域協議会が行う調査、計画作成、実証事業等の取組に対して支援します。</p> <p>○対象となる方の条件 中山間地域の地域協議会</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 農村企画係 TEL：077-528-3960 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	

事業名	しがのふるさと支え合いプロジェクト	補助金・マッチング
▼こんなときに		
企業や大学、NPO等と連携を図り、集落の活性化を目指す活動に取り組みたい		
▼こんな支援が受けられます		
	<p>○ 中山間地域のみなさんが、地域の課題解決や地域資源の活用のため、企業や大学、高校、NPO等と連携を図りたい時に、県が両者のマッチングを行います。また、協働活動に対する補助金の交付を受けられます。</p>	
	<p>○中山間ふるさと農村支え合い事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村集落と協働・連携し、活性化の取組を行う企業や大学、NPO等に支援を行います。 ・対象地域で展開される、企業による事業活動と地域の活性化を両立させる活動等に支援を行います。 <p>○対象地域</p> <p>地域振興立法で指定された地域および農林統計の農業地域類型において、中間農業地域・山間農業地域に分類される地域</p>	 <p>大学・NPOとの協働 (都市農村交流イベント開催)</p>
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室 TEL：077-528-3963 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	

しがのふるさと支え合いプロジェクト 

事業名	棚田保全ネットワーク推進事業	相談・サポート
▼こんなときに		
棚田を保全する活動に取り組みたい 農作業の支援を受けたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○人口減少や高齢化の進行により草刈り・水路清掃など労力を伴う作業が困難となっている棚田地域で、都市部の住民などのボランティアを受け入れて、草刈りや水路の清掃作業等の保全活動をする場合、ボランティアの募集や、使用機材の搬入など地域の活動を支援しています。</p> <p>○対象となる地域</p> <p>傾斜が1/20以上の農地の面積が、全農地面積の1/2以上を占める地域 等</p>		
	 <p>ボランティアによる草刈り</p>	
	問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室 TEL：077-528-3963 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18629.html	


事業名	地域農業と企業等との連携支援事業	相談・サポート
▼こんなときに		
企業等が農業に参画するために相談がしたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○企業等が農業に参画するための一次相談窓口を新たに設置します。企業等からの多様な相談内容について連携先を検討し、地域農業と企業等の連携を円滑にすすめ、農業、農山村を支える多様な人材の確保につなげます。</p> <p>設置予定場所：(一社)滋賀県農業会議 (TEL 077-523-2439)</p> <p>相談内容例：販売面等で地域の農業を支援したい 地域の困りごとを解決したい(担い手不在農地の耕作等) 本格的に農業を開始したい</p> <p>○対象となる方の条件 農業に参画したい企業等 ※個人での新規就農相談については、「新規就農促進・定着支援事業 8ページ」を参照してください。</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	令和8年度中に開設予定	


事業名	しがのアグリツーリズム推進ネットワーク	ネットワーク
▼こんなときに		
農山漁村活性化のために、農泊の推進により所得向上、雇用増大さらには移住・定住も見据えた関係人口の創出を図りたい、一緒に目指したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○しがのアグリツーリズム推進ネットワークとは・・・</p> <p>「農泊」に関心のある個人、グループ、民間団体、企業、大学、行政機関などが、農泊コンテンツの磨き上げや情報発信、普及啓発、意見交換、参加者どうしの支援などを行うことにより、滋賀県の農泊を推進するネットワークです。</p> <p>※農泊とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」</p> <p>○しがのアグリツーリズム推進ネットワークの会員になると・・・</p> <p>(1) 農泊予定地域として認定された場合、専門家等からのアドバイス</p> <p>(2) 農泊実践者・支援者の人材育成と連携促進</p> <p>(3) 個人・団体等が行う農泊の取組について、滋賀県 HP「グリーンツーリズム滋賀」等での情報発信等の支援を受けることができます。</p> <p>○対象となる方の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨に御賛同いただける方ならどなたでも ・年会費、入会費は無料です。 		
	 	
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 農村企画係 TEL：077-528-3961 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18658.html	

事業名	CO ₂ ネットゼロヴィレッジ創造推進パイロット補助金	補助金
▼こんなときに		
地域で再生可能エネルギーの地産地消の取組を行いたい		
▼こんな支援が受けられます		
○農村地域において再生可能エネルギーの地産地消に取り組むために、電動農機具や災害時の電力など地域全体で利用するための計画づくりやそれにかかる再生可能エネルギー設備の導入を支援します。		
	対象事業	助成率 助成限度額
	(1) 再生可能エネルギーの地産地消のための計画づくりや調査 など	定額 150万円
	(2) 再生可能エネルギー設備の導入	2/3 150万円
○対象者 農業者などで構成される地域協議会		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 農村企画係 TEL：077-528-3961 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/343309.html	

新規就業に向けた取組

事業名	新規就農促進・定着支援事業	相談・サポート
▼こんなときに		
農業に興味があるので、一度農業体験がしたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○「短期農業体験」</p> <p>開催時期 年間を通じて随時</p> <p>内 容 県内の先進農家での農業体験（1～2日）</p> <p>○対象となる方の条件</p> <p>農業体験に興味のある方</p>		
問合せ先	<p>(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金</p> <p>TEL：077-523-5505 E-mail：shiganou@sepia.ocn.ne.jp</p> <p>滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係</p> <p>TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp</p>	

事業名	先進農業者総合支援事業（農業経営・就農サポート推進事業）しがの農林水産業で働く！就業相談フェア	相談・サポート
▼こんなときに		
新たに農業を始めたい 農業法人に就職したい（情報収集）		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○「しがの農林水産業で働く！ 就業相談フェア」</p> <p>開催時期 2月頃</p> <p>開催場所 県農業教育情報センター</p> <p>内 容 県内農業法人等が個別相談ブースを設置して、仕事内容や雇用条件等の個別相談を実施。自営就農希望者を対象とした就農相談や、市町の就農支援策紹介も併せて実施。</p> <p>○対象となる方の条件</p> <p>農業法人への就職を希望する方や、独立自営就農を希望する方等、どなたでも参加可能</p>		 <p>農業法人等の個別相談ブース</p>
問合せ先	<p>(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金</p> <p>TEL：077-523-5505 E-mail：shiganou@sepia.ocn.ne.jp</p> <p>滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係</p> <p>TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp</p>	

事業名	新規就農促進・定着支援事業	相談・サポート
▼こんなときに		
新たに農業をしたり、農業法人に就職するために相談がしたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○県下7か所に設置している就農相談窓口で経営計画の作成など相談に対応していますので、お近くの事務所へ相談してください。</p> <p>設置場所は、次のとおりで、受付時間は、平日9時30分～16時です。</p> <p>【第1次窓口】(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 (TEL 077-523-5505)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農地が決まっていない方、県外の方等 ・求人中の農業法人を紹介する「職業紹介」も行っています。 <p>【第2次窓口】各農業農村振興事務所農産普及課(県下6箇所) (連絡先は、57ページを参照してください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農地が決まっている方 <p>○対象となる方の条件 就農に興味のある方 (自営・就職就農どちらでも可)</p>		
		
		担い手育成基金による就農相談
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL : 077-528-3845 E-mail : senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	新規就農促進・定着支援事業	研修
▼こんなときに		
新たに就農するための基礎知識を学びたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○就農に係る基礎知識を「就農準備講座」で学べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農準備講座 <p>開催時期 年間2回 各1日の日程</p> <p>内 容 自営就農に必要な支援制度、農地、資金など基礎知識を講座形式で学べます。</p> <p>○対象となる方の条件 どなたでも、応募が可能です。</p>		
問合せ先	(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 TEL : 077-523-5505 E-mail : shiganou@sepia.ocn.ne.jp 滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL : 077-528-3845 E-mail : senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	滋賀県立農業大学校	研修
▼こんなときに		
就農する時に必要な栽培技術等の研修が受けたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○滋賀県立農業大学校</p> <p>【就農科】県内で就農を目指す人材に対し実践的な農場実習や講義を行い、円滑な就農と就農後における安定した農業経営の実現を目指します。園芸（野菜・花き・果樹）の3コースがあり、修業年限は1年です。</p> <p>対象となる方の条件（応募資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上65歳未満の方（入校年度の4月1日現在） ・研修終了後、滋賀県内において①と②の要件のうちいずれかを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ①農業経営を行うことが確実な方 （出願時に就農する農地が確保できているか、確保できる見通しがあること） ②農業法人等の経営者もしくは農業部門責任者になる方 （出願時に農業法人等の推薦を受けることができること） <p>【養成科】本県農業を担う優れた人材を育成するとともに、地域社会における農業の振興等に指導的役割を果たす個性豊かな人材を育成します。水田農業、茶、施設園芸（野菜・花き）、果樹、畜産コースがあり、修業年限は2年です。</p> <p>対象となる方の条件（応募資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（推薦入学）高等学校長が推薦する者。詳細については、お問合せください。 ・（一般入学）高等学校を卒業した者および当該年度末に卒業見込みの方等です。 		
問合せ先	滋賀県立農業大学校 TEL：0748-46-2551 E-mail：gc61@pref.shiga.lg.jp 農業大学校の日々の様子はインスタを御覧ください。	 SHIGA_NOUDAI
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/nougicenter/daigakkou/about/	

事業名	新規就農者確保事業	補助金
▼こんなときに		
新たに農業を始めるための研修期間中の生活費を確保したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○新規就農者育成総合対策（就農準備資金） 県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関や先進農家等で研修を受ける場合、研修期間中(最長2年間)について、最大165万円/年の資金を交付</p> <p>○対象者・・・就農予定時に49歳以下の者</p> <p>○主な交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立・自営就農または雇用就農または親元就農を目指すこと 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること 研修終了後1年以内に就農し、交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続すること 独立・自営就農の場合は、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること <p>○交付主体・・・(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 ※その他要件がありますので、(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金(下記)にお問合せください。</p>		
問合せ先	(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 TEL：077-523-5505 E-mail：shiganou@sepia.ocn.ne.jp 滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	新規就農者確保事業	補助金
▼こんなときに		
新たに農業を始めたいが、就農直後から所得を確保したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 独立・自営就農する認定新規就農者に対し、最長3年間、最大165万円/年の資金を交付。</p> <p>○対象者・・・独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者</p> <p>○主な交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の所有権または利用権を有していること ・主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、または借りていること ・目標地図に位置づけられている、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・原則、前年の世帯所得が600万円以下であること。 <p>※その他にも交付要件がありますので、詳しくは交付主体へお問合せください。 ※交付終了後、交付を受けた期間以上営農を継続しないと返還となります。</p> <p>○交付主体・・・就農地のある市町</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	


事業名	新規就農者確保事業	補助金
▼こんなときに		
就農後の経営発展のために、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）</p> <p>独立自営就農する認定新規就農者に対し、必要な機械・施設の導入等の取組を支援。</p> <p>○対象者・・・独立自営就農時に49歳以下の認定新規就農者</p> <p>○補助対象事業費・・・上限500万円</p> <p>○補助率・・・3/4以内（国1/2以内、県1/4以内、本人1/4以上）</p> <p>○補助額・・・上限375万円（最大で国250万円、県125万円）</p> <p>○主な交付要件（すべて満たす必要があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の年度または前年度に経営を開始し、農地の権利を有する等の内容を満たす独立自営就農をしている、またはすること。 ・目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実と見込まれる、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 ・自己負担分について、融資を受けていること（青年等就農資金を活用可）。 <p>※その他にも交付要件がありますので、詳しくは事業実施主体へお問合せください。</p> <p>※通常枠の他、機械・施設等の経営資源を継承・利用する際の修繕、移設、撤去や経営移譲に伴う法人化や専門家活用に向けた取組を支援する経営発展支援事業【特別枠】もあります。</p> <p>補助率・・・1/2以内（国1/3以内、県1/6以内、本人、1/2以上）</p> <p>交付要件等は【通常枠】と異なりますので事業実施主体へお問い合わせください。</p> <p>○事業実施主体・・・就農地のある市町（通常枠・特別枠共通）</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	

事業名	牛の家畜人工授精に関する講習会	研修
▼こんなときに		
牛の人工授精に関する技術を習得したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○家畜改良増殖法に基づく家畜の人工授精に関する技術者を養成する講習会を受講できます。</p> <p>○日野町の畜産技術振興センターで、約1か月間、142時間の講習を受けていただきます。（学科68時間、実習74時間）</p> <p>○講習会は、通常2年ごとに実施しています。令和8年度は実施予定です。（開催時期1月頃予定）</p> <p>○対象となる方の条件</p> <p>家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない方であって、受講が適当であると認められる方。</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 畜産課 生産・耕畜連携係 TEL：077-528-3853 E-mail：ge0002@pref.shiga.lg.jp	

事業名	企業等の新結合による湖魚の供給・消費システム化事業 (自然とつながる湖のしごと実践支援事業委託)	研修 補助金
▼こんなときに		
漁業への就業に関する相談や体験をしたい 漁船・漁具等の費用の支援を受けたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○琵琶湖漁業などの仕事に関心のある方や就業を検討される方向けの相談対応や体験研修、就業して間もない方への漁船・漁具等の取得費用や操業経費への支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業への就業を検討する際の相談に応じます ・ 職業としての漁業について体験できる研修（5日間程度）や、漁業就業にむけた技術習得研修（最大6カ月）を実施します ・ 漁船・漁具等の取得費用や操業経費を支援します ・ 着業後の漁業経営についての相談対応を実施します <p>○対象となる方の条件 滋賀県内で漁業への就業を検討・希望されている方 漁業に就業して3年目までの方</p>		
問合せ先	しがの漁業技術研修センター（滋賀県漁業協同組合連合会内） TEL：077-524-2418 E-mail：info@biwako-ryoshi.com 滋賀県 農政水産部 水産課 TEL：077-528-3873 E-mail：gf00@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://biwako-ryoshi.com/ 「琵琶湖で漁師になる」で検索	





経営発展に向けた取組

事業名	新規就農促進・定着支援事業	相談・サポート
▼こんなときに		
若手農業者の仲間づくりを進めたり、栽培技術を向上させたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○青年農業者クラブ(仲間づくり)・・・県内以下同様 仲間づくりは、県内地域ごとに7つの青年農業者クラブがあり、クラブ員の技術向上や情報交換を目的に各種研修会を実施しています。クラブ員は随時募集。 各クラブの事務局は、各地域の農業農村振興事務所農産普及課にあるので連絡してください。</p> <p>○栽培技術の向上 6か所の農業農村振興事務所農産普及課の職員が技術・経営に関する支援を行っていますのでご相談ください。 (各農業農村振興事務所の連絡先は、57ページを参照してください)</p>		
	 <p>青年農業者クラブの勉強会</p>	
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	

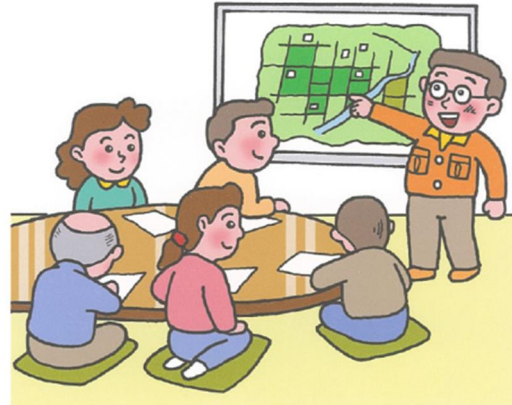
事業名	農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	相談・サポート
▼こんなときに		
農業生産で生じる様々なリスクを未然に回避したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○近年、食品の安全や環境保全に対する消費者の意識が高くなっており、農業の生産・流通場面においても、より一層安全・安心を確保するための取組を行うことが求められています。 その具体的な取組がGAP（Good（良い）Agricultural（農業の）Practices（取組））です。 OGAPに取り組みたい場合や、GAP指導者を育成したい場合など、御相談に応じます。</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 みどりの食料戦略室 環境・獣害対策係 TEL：077-528-3842 E-mail：kankyo-kodawari@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/20096.html	

事業名	農山漁村発イノベーション支援事業	研修・相談・サポート・補助金
▼こんなときに		
6次産業化に関する事業戦略、商品開発、マーケティングなどについてアドバイスを受けたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>① 農山漁村発イノベーション研修 6次産業化に取り組む際に必要な知識を身に付けるための研修を受講できます。</p> <p>② 6次産業化相談窓口 (農山漁村発イノベーションサポートセンター) 各農産普及課に6次産業化に関する相談窓口を設置して、農業者等の相談に対応します。また、事業戦略づくり、商品開発、マーケティング、加工技術、観光農園開設、SNS活用等について、必要に応じて専門家を派遣します。</p> <p>③ 農山漁村発イノベーション等整備事業費補助金 6次産業化に必要な施設を整備したい。 ※交付先：農林漁業者等の組織する団体、中小企業者等 補助率：1/2、1/3 補助上限額：原則1億円</p> <p>※①の研修会はどなたでも参加できますが、②のプランナー派遣や③の補助金には、各種事業要件等がありますので、お問い合わせください。</p>	 <p>プランナーによる農産物活用指導</p>  <p>観光農園に併設した農家カフェ</p>	
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室 地消地産係 TEL：077-528-3891 E-mail：gc01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/318263.html	

事業名	しがのアグリツーリズム推進事業	相談・サポート
▼こんなときに		
農泊（農山漁村滞在型旅行）の取組を地域で進めたい 農家民宿を開業したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○農泊取組推進に向けた専門家派遣 農泊ネットワークに加入し農泊予定地域の選定を受けることが要件 合意形成、観光交流、商品開発の分野のアドバイザー派遣が可能</p> <p>○研修会への参加 農泊・都市農村交流推進に向けた研修会の開催</p> <p>○農家民宿の開業相談 最寄りの農業農村振興事務所田園振興課が窓口</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>専門アドバイザーによる研修</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>農泊先進地視察研修</p> </div> </div>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 農村企画係 TEL：077-528-3961 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18658.html	

事業名	スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画認定の申請	相談
▼こんなときに		
スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画認定の申請をしたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○国において「スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）」の認定を受けた農業者や事業者は、国庫補助事業や金融・税制等のメリット措置を活用できます。</p> <p>○国の制度や生産方式の革新等技術的な方法について 6か所の農業農村振興事務所農産普及課にご相談ください。 (各農業農村振興事務所の連絡先は、57ページを参照してください)</p> <p>○計画認定の相談、申請について 申請書の書き方、申請したいときは直接近畿農政局にご相談ください。 近畿農政局生産部環境・技術課 (電話) (075) 414-9722 (メール) kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 地域農業戦略室 普及革新係 TEL：077-528-3847 E-mail：fukyuu@pref.shiga.lg.jp	

事業名	先進農業者総合支援事業 (農業経営・就農サポート推進事業)	相談・サポート
▼こんなときに		
新規就農者や認定農業者、集落営農組織などの担い手が経営改善に関する悩みを専門家に相談したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○農業経営支援アドバイザーが出張して経営発展に向けた助言や指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援の内容 経営診断、経理や税務、組織の運営・管理、法人化や経営の複合化など農業経営全般に関する相談に対応します。 <p>○農業経営支援アドバイザー： 税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、経営コンサルタント、優良法人経営者他</p> <p>○対象となる方の条件 経営改善に意欲的な認定農業者や集落営農組織等の担い手</p> <p>○受付窓口：各農業農村振興事務所農産普及課（連絡先は57ページを参照してください）</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp	



事業名	しがの農業「女性活躍」応援事業	研修
▼こんなときに		
女性農業者として農業スキルを習得したい、経営に参画したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>女性農業者の相互研鑽とスキル向上を目指したネットワーク構築、さらに女性経営者が農業経営に積極的に参画するための人材育成を目的に研修会を開催。</p> <p>○スキルアップ講座 大型特殊（農耕車限定）免許取得等の基礎的な農業スキルの習得講座。</p> <p>○女性の経営チャレンジ塾 経営管理手法、農業機械整備、農業技術等を学ぶ実践的な連続講座。</p> <p>○女性農業者リーダー育成研修会 経営者のパートナーや女性経営者等が地域や組織、世代の枠を超えて、意見交換することでネットワーク形成を促す研修会。</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 地域農業戦略室 普及革新係 TEL：077-528-3847 E-mail：fukyuu@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/326378.html	






大型特殊(農耕車限定)免許取得講座の様子



事業名	産地競争力の強化対策事業 【農地利用効率化等支援交付金】 (地域農業構造転換支援タイプ・融資主体支援タイプ)	補助金	
▼こんなときに			
農業経営の発展・改善のため、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入したい			
▼こんな支援が受けられます			
対象事業	助成要件	助成率	助成限度額
○農産物の生産、農業経営の改善に必要な機械または施設の取得など	以下のとおり (詳細は国の事業実施要綱等を参照してください。)	購入：事業費の3/10以内 リース：定額	地域農業構造転換支援タイプ：1,500万円 融資主体支援タイプ：300万円(600万円 ※1)
※1. 目標地図に位置づけられた者であって、経営面積が基準以上となる場合			
○対象となる地区の条件 地域計画が策定されている地域			
○対象となる方の条件 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者 など			
○事業実施主体：市町			
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 水田農業・作物振興係 TEL：077-528-3832 E-mail：gc00@pref.shiga.lg.jp		

事業名	産地競争力の強化対策事業 【強い農業づくり総合支援交付金】 (産地基幹施設等支援タイプ)	補助金	
▼こんなときに			
農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設を整備したい			
▼こんな支援が受けられます			
対象事業	助成要件	助成率	助成限度額
乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設ほか	国の交付等要綱を参照 ※1	1/2 以内 ※2	上限額：20億円 ※3
※1. 作物ごとに面積要件が設定されています。また、成果目標（2つ）の設定が必要です。			
※2. 国の要綱により、助成率が別に定められているものがあります。			
※3. 国の要綱により、上限額が別に定められているものがあります。			
○対象となる方の条件 農業者の組織する団体等			
問合せ先	滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 水田農業・作物振興係 TEL：077-528-3833 E-mail：gc00@pref.shiga.lg.jp		

事業名	産地競争力の強化対策事業 (産地生産基盤パワーアップ事業)		補助金
▼こんなときに			
産地が一丸となって収益力強化に計画的に取り組むため、農業機械や集出荷施設の整備等をしたい			
▼こんな支援が受けられます			
対象事業	助成要件	助成率	助成限度額
①新市場対応に向けた拠点事業者の育成および連携産地の体制強化支援	国の交付等要綱を参照※1	1/2 以内※2	1 地区当たり 20 億 ※3
②収益性向上対策 農業用施設の整備、農業機械や資材の導入等	国の交付等要綱を参照※1	1/2 以内※2	1 地区当たり 20 億 ※3
③生産基盤強化対策 農業用ハウスや農業用機械の再整備・改修、牛ふん堆肥等の実証的な活用	国の交付等要綱を参照※1	定額、1/2 以内	※3
<p>※1. 作物ごとに面積要件が設定されています。また、成果目標の設定が必要です。</p> <p>※2. 国の交付等要綱により、助成率が別に定められているものがあります。</p> <p>※3. 国の交付等要綱により、上限事業費が別に定められているものがあります。</p> <p>○対象となる方の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①は、農業者の組織する団体、農業者等 ・②③は、産地パワーアップ計画に位置付けられた農業者、農業者の組織する団体等 			
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 水田農業・作物振興係 TEL : 077-528-3833 E-mail : gc00@pref.shiga.lg.jp		

事業名	産地競争力の強化対策事業 【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業】	補助金												
▼こんなときに														
農業支援サービス事業の立上げや事業拡大をしたい														
▼こんな支援が受けられます														
<p>※1. 国の実施要領により、上限事業費が別に定められているものがあります。</p> <p>○対象となる方の要件</p> <p>サービス事業者（滋賀県内でサービスを提供する者）</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>助成要件</th> <th>助成率</th> <th>助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス事業のニーズ調査や専門人材の育成等の取組</td> <td>国の実施要領を参照</td> <td>定額</td> <td>1事業主体あたり 1,500万円 ※1</td> </tr> <tr> <td>サービス事業に必要となるスマート農業機械等の導入</td> <td>国の実施要領を参照</td> <td>1/2以内</td> <td>1事業主体あたり 1,500万円 ※1</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	助成要件	助成率	助成限度額	サービス事業のニーズ調査や専門人材の育成等の取組	国の実施要領を参照	定額	1事業主体あたり 1,500万円 ※1	サービス事業に必要となるスマート農業機械等の導入	国の実施要領を参照	1/2以内	1事業主体あたり 1,500万円 ※1	
対象事業	助成要件	助成率	助成限度額											
サービス事業のニーズ調査や専門人材の育成等の取組	国の実施要領を参照	定額	1事業主体あたり 1,500万円 ※1											
サービス事業に必要となるスマート農業機械等の導入	国の実施要領を参照	1/2以内	1事業主体あたり 1,500万円 ※1											
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 地域農業戦略室 戦略推進係 TEL：077-528-3845 E-mail：senryaku@pref.shiga.lg.jp													

事業名	農福連携推進事業	研修・補助金・マッチング
▼こんなときに		
農福連携を知りたい・取り組んでみたい、障害者が働ける環境や施設を整備等したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○情報提供・研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しがの農×福ネットワーク」の会員向けに、国等の支援情報や全国のセミナー情報等を提供しています ・研修会や意見交換会の開催を予定しています。 <p>○農業者と福祉事業所等のマッチング</p> <p>NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター（TEL:077-566-8266）で相談・マッチングを行っています。</p> <p>○地域協議会の取組や施設整備等の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等（上限2年、定額、上限1,500千円等※1） ②地域業議会の設立および体制整備（上限2年、定額、上限3,000千円） ③障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設等の整備（上限2年、1/2、上限10,000千円等※2） <p>※1,2 条件によって上限額が変わる</p>		
	 <p>↑「しがの農×福ネットワーク」 お申し込みはこちら</p>	
	 <p>↑農福連携に取り組まれる様子を、 動画でご紹介しています。</p>	
問合せ先	滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 地域農業戦略室 普及革新係 TEL：077-528-3847 E-mail：noufuku@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/seisangizyutsu/304789.html	


事業名	水産技術相談窓口	相談・サポート
▼こんなときに		
漁労の省力化・効率化や、漁獲物の品質向上などについてアドバイスを受けてたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○「儲かる漁業」の実現に向けた漁業者の皆さまの様々なアイデアや工夫の取組を技術的な面から支援します。例えば・・・</p> <p>①漁労の省力化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在琵琶湖漁業で営まれている漁業をもっと効率的に操業するためのアイデアがある。(既存漁法の効率化) ・これまで無かった漁法の開発、または、海では使われているものの琵琶湖漁業では使われてこなかった漁法を導入して漁業を営みたい。(新規漁法の開発・導入) ・漁労の省力化・効率化のために活用するため、〜〜〜のようなデータが欲しい。〜〜〜のようなことを調査して欲しい。 <p>②漁獲物の品質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業の工夫により、漁獲物の鮮度を高める取組をしたい。 ・品質管理をレベルアップさせて、流通における信頼を高める取組をしたい。 		
 		
問合せ先	滋賀県 水産試験場 水産技術相談窓口	
	TEL : 0749-28-1611 E-mail : gf30@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/suisan-s/341789/	

安定した農畜水産物の生産

事業名	しがの園芸産地次世代拠点づくり事業	補助金
▼こんなときに		
野菜、花き、果樹等の大規模産地の育成や新たな産地づくり、既存産地の活性化に取り組みたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○産地育成のロードマップ作成に必要な取組やその実践のための機械・施設等の導入を支援します。</p> <p>①億円産地形成タイプ（露地5ha以上、施設は1ha以上を拡大する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードマップの作成に必要な検討会、技術実証等を支援（補助率：定額、上限500千円） ・産地ユニットの形成に必要な機械・設備等の導入を支援（補助率：1/3以内、上限5,000千円） <p>②新規産地形成タイプ（新たに露地1ha以上、施設は30a以上を拡大する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードマップの作成に必要な先進事例調査、技術実証等を支援（補助率：定額、上限200千円） ・新規産地の形成に必要な機械・設備等の導入を支援（補助率：1/3以内、上限2,000千円） <p>③中核的産地再生タイプ（既存の中核的園芸産地の再生に向けた取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核的園芸産地の再生に向け、専門的な知見を有する有識者の助言を基に、ロードマップを策定する取組を支援（補助率：定額、上限500千円） 		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 食のブランド推進室 園芸振興係 TEL：077-528-3834 E-mail：gc00@pref.shiga.lg.jp	

事業名	農地耕作条件改善事業	補助金
▼こんなときに		
農地中間管理機構と連携しつつ、農地区画の拡大や暗渠排水の整備、水路の更新などに取り組みたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○農地集積促進（担い手への集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、条件改善推進等 ・定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化、品質向上、営農環境整備等 <p>○高収益作物転換（高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額助成：高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設等 ・定率助成：農業用排水施設、区画整理、高収益作物導入支援等 <p>○スマート農業導入（基盤整備と一体的に行うスマート農業の導入に向けた支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額助成：スマート農業導入に向けた区画拡大 ・定率助成：区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備等、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援等 <p>○対象となる方の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施区域は、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画）を策定した区域。その他、要綱要領による。 		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 耕地課 基盤整備係 TEL：077-528-3946 E-mail：gh00@pref.shiga.lg.jp	

事業名	畑地化促進事業	補助金
▼こんなときに		
水田の畑地化に伴い、土地改良区の決済金等を支援してほしい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い、土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援 定額（ただし、上限 25 万円/10a）</p> <p>※本支援を受ける場合、土地所有者や土地改良区、地域農業再生協議会等との調整が完了していることが必要です。</p> <p>○対象となる方の条件 土地改良区内の地区内における水田を畑地化（水田活用の直接支払交付金における交付対象水田から除外）する農業者</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 水田農業・作物振興係 TEL：077-528-3833 E-mail：gc00@pref.shiga.lg.jp	


事業名	選ばれる近江牛づくり支援事業	補助金
▼こんなときに		
和牛繁殖雌牛の改良を進めたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○優良な黒毛和種繁殖雌牛を生産、保留する取組に対して支援します。</p> <p>補助金額：繁殖雌牛の自家保留 50 千円以内/頭 繁殖雌牛の採卵経費 20 千円以内/頭</p> <p>補助対象：「おうみ」和牛繁殖協議会</p>		
		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 畜産課 生産・耕畜連携係 TEL：077-528-3853 E-mail：ge0002@pref.shiga.lg.jp	

事業名	大家畜技術指導事業	相談・サポート
▼こんなときに		
黒毛和種繁殖経営の生産性向上に向けた取組についてアドバイスを受けたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○黒毛和種繁殖経営において、畜産農家の皆さまの次例のような生産性向上に向けた取組について技術的な面から支援します。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖雌牛の改良をすすめたい。 ・繁殖成績改善に取り組みたい。 ・健康で発育の良い黒毛和種子牛を生産したい。 ・飼料給与方法を工夫したい。 ・繁殖雌牛、子牛飼養管理について、〜〜〜のような取組をしたいので技術的にアドバイスしてほしい。 <p>等</p> <p>○対象となる方の条件 畜産農家、畜産農家の組織する団体等</p>		
問合せ先	滋賀県 畜産技術振興センター 近江牛第一係 TEL：0748-52-1221 E-mail：ge36@pref.shiga.lg.jp	



事業名	高能力乳用牛遺伝資源醸成事業	相談・サポート
▼こんなときに		
乳用育成牛の飼養管理の省力化を図りながら酪農を継続したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>自農場で生産した乳用牛の雌子牛を畜産技術振興センター（以下「畜技センター」）へ売却し、離乳後あるいは受胎後に初妊牛として買い戻すことで、省力化を図りながら酪農経営を継続することができます。</p> <p>○事業の流れ</p> <p>自農場で後継牛となる乳用牛の雌子牛を生産、畜技センターへ売却</p> <p>↓</p> <p>畜技センターで哺乳・育成</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5か月齢までに畜技センターから生産農家へ譲渡（※1） あるいは ・畜技センターで種付け、受胎後に初妊牛として畜技センターから生産農家へ譲渡（※2） <p>※1 飼養経費を加算の上、譲渡します。 ※2 専門的知識を有する団体代表者の意見を参考に、譲渡価格を決定します。</p> <p>○対象となる方の条件 県内の酪農家</p>		
問合せ先	滋賀県 畜産技術振興センター 酪農・飼料係 TEL：0748-52-1221 E-mail：ge36@pref.shiga.lg.jp	






事業名	乳用後継牛確保推進事業	補助金
▼こんなときに		
乳用牛の後継牛を確保したい		
▼こんな支援が受けられます		
○生産者が、高能力自家育成牛の確保に取り組み、牛群の高能力化を達成した場合、実績に応じて奨励金を交付します。		
助成要件		助成額
<p>○奨励金の交付対象となる乳用牛（交付対象牛）： 事業実施期間中に初産子を分娩した自家育成牛で、高能力乳用牛の要件を満たす牛。</p> <p>※高能力乳用牛の要件：血統登録がされている、または、授精時点の直近1年間で乳用種雄牛総合指数（NTP）上位40位以内であり、さらに暑熱耐性または長命連産性の評価値が10位以内の種雄牛の娘牛、あるいはこれと同等の能力を有するヤングサイア（若雄牛）、海外種雄牛の娘牛。</p>		 <p>・自家育成牛の場合： 上限12千円/頭以内</p>
問合せ先	滋賀県 農政水産部 畜産課 生産・耕畜連携係 TEL：077-528-3853 E-mail：ge0002@pref.shiga.lg.jp	

事業名	県産飼料用稲わら利用拡大事業	補助金
▼こんなときに		
家畜の飼料用稲わらの収集を進めたい		
▼こんな支援が受けられます		
○今まで家畜の飼料用稲わらの収集が行われていない地域で、稲わらの収穫・調製を行った場合、経費の一部を交付します。また、稲わらの収穫・調製にかかる機械の借り上げ経費の一部を交付します。		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに稲わらの収穫・調製を行ったほ場1haあたり28,000円 ・稲わらの収穫・調製にかかる機械の借り上げ経費の1/2（上限30,000円） 		
○対象となる方の条件		
<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場所有者等第三者の、「昨年度、家畜の飼料用稲わらが収穫されていないほ場であることの確認書」を提出すること。 ・稲わら収穫後に、ほ場に家畜ふん堆肥が投入できること。 		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 畜産課 生産・耕畜連携係 TEL：077-528-3853 E-mail：ge0002@pref.shiga.lg.jp	


事業名	農畜水産業経営強化緊急対策事業 (畜産経営力強化タイプ)	補助金
▼こんなときに		
経営力強化・改善に必要な機器等の整備をしたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○飼料費をはじめとした生産コストが高騰していることから、持続可能な畜産経営のため、経営の強化・改善に取り組む畜産農家に対し、以下に掲げる取組に必要な経費を支援します。</p> <p>(1) 生産性・収益性の向上 (2) 自給飼料率の向上 (3) 畜産物の品質向上 (4) 家畜の快適性向上 (5) 環境負荷低減の取組 (6) 経営継続に必要な機器の整備</p> <p>・補助対象経費の 1/2 以内 (上限 2,000 千円。事業費が 200 千円以上の取組に限る)</p> <p>○対象となる方の条件</p> <p>・乳用牛、肉用牛、肉用豚、採卵鶏、肉用鶏、花粉交配用蜜蜂のいずれかを飼養する畜産農家 ※滋賀県内に農場または蜂場が所在していること ※養鶏については採卵鶏または肉用鶏 100 羽以上を飼育する畜産農家 ※蜜蜂については花粉交配用蜜蜂の出荷実績がある養蜂業者</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 畜産課 生産・耕畜連携係 TEL : 077-528-3853 E-mail : ge0002@pref.shiga.lg.jp	

事業名	水産業養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業	補助金
▼こんなときに		
養殖用配合飼料の高騰の影響を緩和したい (対策を進めたい)		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○養殖用配合飼料の高騰により経営に大きな影響を受けている養殖業者の負担を軽減するため、国が実施する「漁業経営セーフティーネット構築事業」において補填金として取り崩しされた養殖業者積立金の一部に対して (事業主体を通じて) 支援します。</p> <p>事業主体 : 滋賀県漁業協同組合連合会 ※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業。</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 水産課 水産振興係 TEL : 077-528-3873 E-mail : gf00002@pref.shiga.lg.jp	

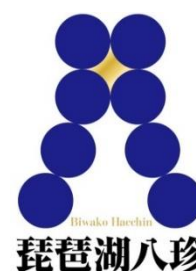
生産物の魅力発信と販路の拡大

事業名	「おいしが うれしが」キャンペーン みんなで伝える滋賀食材！つながり育む魅力創造 強化事業	登録・マッチング
▼こんなときに		
県産食材のPRや事業者等との交流を行いたい		
▼「おいしが うれしが」キャンペーンに登録すると、こんな支援が受けられます		
PR資材・ロゴマークデータの提供	地産地消や県産食材のPRに活用できるロゴマークデータ、のぼり、ポスター等を無償で提供します。	
マッチング交流会	県産食材を扱いたい事業者（飲食店・ホテル等）との交流の場を提供します。	
情報提供	物販イベントの出展事業者募集など県産食材のPRにつながるイベント情報等をメールで提供します。	
SNSでの情報発信	地産地消の取組や県産食材の活用に関することなど、情報提供いただきましたらSNSで発信します。	
<p>自然がおいしい、心がうれしい。</p>  <p>やっぱり滋賀のもんがええなあ</p>  		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 食のブランド推進室 地消地産係 TEL：077-528-3891 E-mail：gc01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://shigaquo.jp/oishiga/	

事業名	滋賀県農畜水産物等輸出促進協議会	相談・サポート
▼こんなときに		
海外へ販路を拡大したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○滋賀県農畜水産物等輸出促進協議会の事務局として、輸出関連情報の提供やセミナー開催等、各種相談を受け付けています。</p> <p>【滋賀県農畜水産物等輸出促進協議会とは】 本県の農林水産物・加工食品等の輸出振興を図ることを目的に、生産者・食品加工事業者団体等で構成（令和6年6月設立）。</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室 マーケティング係（滋賀県農畜水産物等輸出促進協議会事務局） TEL：077-528-3892 E-mail：gc01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/339399.html	

事業名	食品表示適正化推進事業（食品表示110番）	相談・サポート
▼こんなときに		
農畜水産物や加工食品を作って販売する際の表示について相談したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○食品表示法（原材料名、原産地など品質事項）に基づく適正な表示についての相談が受けられます。 食品表示110番 問い合わせフォーム（しがネット受付サービス）</p> <p>右のQRコード または 「しがネット受付 食品表示」で検索</p> <p>※アレルギーや添加物など衛生・保健事項については、最寄りの保健所（大津市の事業者は大津市保健所）へお問合せください。</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 管理係 TEL：077-528-3830 E-mail：gc00@pref.shiga.lg.jp	


事業名	「琵琶湖八珍」マイスター登録制度	認定・登録
▼こんなときに		
「琵琶湖八珍」を素材として使用・活用している商品、お店をPRしたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○「琵琶湖八珍」(ビワマス、コアユ、ハス、ホンモロコ、ニゴロブナ、スジエビ、ゴリ、イサザ)を提供する飲食店や旅館、土産物店など、湖魚の消費拡大とブランド化と一緒にめざしていただける事業者を募集します。</p> <p>○登録事業者の方には、ロゴマークの使用のほか、のぼりなどの配布や「琵琶湖八珍」ポータルサイトへのお店情報の掲載など、「琵琶湖八珍」マイスターとしての活動をサポートします。</p> <p>○登録手順、登録のメリットなど、くわしくは、下記ホームページまたはQRコードを御覧ください。</p> <p>○対象となる方の条件 「琵琶湖八珍」を素材として使用・活用されている事業者の中で以下の取組に御協力いただき、琵琶湖八珍の普及・定着に協力していただける方です。</p> <p>(1) 「琵琶湖八珍」の積極的な取扱い (2) 接客における「琵琶湖八珍」の持つ情報の伝達 (3) 「琵琶湖八珍」ロゴマークの積極的な使用 (4) 滋賀の水産業および琵琶湖産魚介類のPRと情報提供 (5) その他「琵琶湖八珍」の普及・定着に必要な活動</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 水産課 水産振興係 TEL : 077-528-3873 E-mail : biwako-hacchin@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://shigaquo.jp/hacchin/	




環境配慮の取組

事業名	環境保全型農業直接支払交付金	補助金
▼こんなときに		
環境こだわり農業に取り組みたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○環境こだわり農産物の生産とあわせて、温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を取り組む農業者団体等に対して支援します。</p> <p>(支援する交付金の単価は、取組内容によって 3,000 円～14,000 円/10a)。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 みどりの食料戦略室 環境こだわり農業係 TEL : 077-528-3895 E-mail : kankyo-kodawari@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/311579.html	

事業名	環境こだわり農産物認証制度	認定・登録
▼こんなときに		
環境こだわり農産物の認証を受けたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証します。</p> <p>○認証された農産物には、県の認証マークを表示して、出荷・販売することができます。</p> <p>○対象となる方の条件 農業者(個人、法人)、集落営農組織や生産組織など農業者が組織する団体</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 みどりの食料戦略室 環境こだわり農業係 TEL : 077-528-3895 E-mail : kankyo-kodawari@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/300463.html	

事業名	環境こだわり農産物を使用した加工食品のマーク表示	認定・登録
▼こんなときに		
環境こだわり農産物の加工品のマークを使いたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○環境こだわり農産物を加工した食品について、一定の基準を満たせばマークを表示することができます。</p> <p>○マークを表示された商品や問合せ先について、県ホームページで紹介します。</p>		 <p>○○は環境こだわり農産物®100%</p>
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 みどりの食料戦略室 環境こだわり農業係 TEL : 077-528-3895 E-mail : kankyo-kodawari@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/18243.html	

事業名	環境負荷低減事業活動の認定（みどり認定）	認定・登録
▼こんなときに		
みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の認定（みどり認定）を受けたい。グリーンファーマー（みどり認定者）になりたい。		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○滋賀県みどりの食料基本計画に基づいて、環境こだわり農業や地球温暖化防止に取り組む計画（環境負荷低減事業活動計画）を県が認定します。</p> <p>○認定を受けた計画に従って導入する機械等について税制・金融上の優遇措置を受けることができます。また、様々な国庫補助金の採択で優遇される場合があります。</p> <p>○対象となる方の条件 農業者（個人、法人、集落営農法人）、団体（農業者が直接または間接の構成員となっている団体（例：農協、生産部会、集落営農組織、任意組織など）</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 みどりの食料戦略室 環境こだわり農業係 TEL : 077-528-3895 E-mail : kankyo-kodawari@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/328026.html	

事業名	①「きらみずき」みんなでブランド化推進プロジェクト ②オーガニック農業推進総合対策事業	補助金
▼こんなときに		
化学合成農薬や化学肥料を使用しないオーガニック農業に取り組みたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○オーガニック農産物の生産拡大に必要な、乗用型水田除草機等の導入や有機JASの認証取得を支援します。</p> <p>①「きらみずき」みんなでブランド化推進プロジェクト (乗用型水田除草機等導入支援) オーガニック米の省力安定生産に不可欠となる乗用型水田除草機やドローン等の導入を支援します。 補助対象：令和8年産「きらみずき」を栽培する新規または取組拡大農業者等 補助率：3/10以内(上限額 600千円) ただし、共同利用の場合 1,200千円)</p> <p>②有機JAS認証取得支援事業 農産物の「オーガニック」の表示に必要な有機JAS認証取得(1年目のみ)を支援します。 補助対象：新規認証取得農業者等 補助率：1/2以内(上限額 50千円)</p> <p>※環境保全型農業直接支払交付金(29ページ) オーガニック農業(有機農業)に取り組む場合にも対象になります。 水稲の場合 12,000円/10a(2,000円加算措置あり)</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 ①水田農業・作物振興係 TEL：077-528-3833 E-mail：gc00@pref.shiga.lg.jp ②みどりの食料戦略室 環境こだわり農業係 TEL：077-528-3895 E-mail：organic@pref.shiga.lg.jp	



事業名	小規模土地改良事業（水田反復利用施設事業）	補助金
▼こんなときに		
水田から濁水を流さないようにしたい 濁水を減らしたい 用水を有効に活用したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○農業排水の反復利用や農業用水の節水を行う施設等の整備費用を補助します。</p> <p>○対象条件 以下の(1)、(2)または(3)に該当すること</p> <p>(1)・農業用排水施設の新設、更新または改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上かつ集水面積内に3ヘクタール以上の農用地（区画整理が施行済みまたは施行中で用排水が分離された水田） <p>(2)・1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動給水栓設置（半自動含む）、農業排水流出抑制施設設置、各筆反復利用施設整備、田面地均整備、魚類遡上施設整備 <p>(3)・農業排水循環利用促進事業の実施に必要となる導水施設および観測機器の補修または更新</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 耕地課 基盤整備係 TEL：077-528-3946 E-mail：gh00@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18568.html	

事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金・自治振興交付金		補助金
▼こんなときに			
鳥獣被害防止施設（侵入防止柵）を整備したい			
▼こんな支援が受けられます			
○鳥獣被害防止総合対策交付金【農林水産省】			
対象事業	助成要件	助成率	助成限度額
鳥獣被害防止施設 （侵入防止柵）	①受益戸数3戸以上 ②費用対効果が1.0以上の施設 など	①1/2 以内 ②定額 ※1	侵入防止柵の種類により、 上限単価あり
※1. 農家・地域住民等参加型の直営施工の場合で、資材費のみ交付対象とするとき			
○対象となる方の条件			
地域協議会またはその構成員			
○自治振興交付金（農作物獣害防止対策事業）			
対象事業	助成要件	助成率	助成限度額
防除技術の導入 （侵入防止柵など）	1箇所を設置につき受益戸数は、2戸以上、かつ、受益面積は50a以上とする	①市町が実施する場合 1/3 以内 ②農業協同組合、営農集団等が実施する場合 1/4 以内	侵入防止柵の種類により、上限単価あり
○対象となる方の条件			
市町または農業協同組合、営農集団等			
問合せ先	滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 みどりの食料戦略室 環境・獣害対策係 TEL：077-528-3842 E-mail：kankyojugai@pref.shiga.lg.jp		
ホームページ	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/		

事業名	豊かな生きものを育む水田づくりプロジェクト	研修・サポート
▼こんなときに		
生きものに配慮した水田づくりの取組について支援を受けたい		
▼こんな支援が受けられます		
○魚道等の設置研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・魚道や水田内水路の設置など、生きものに配慮した取組の支援を現地で行います。 ・資材および指導者の費用は県が支援します。 		
○琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会への活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生きものに配慮した水田づくりの取組拡大に向けて、活動組織間の情報共有や、「魚のゆりかご水田米」のPRなど特色ある米の生産から流通の支援をします。 		
○対象となる方の条件 農村まるごと保全向上対策の活動組織、営農組合等		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室 TEL：077-528-3963 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18537.html	



事業名	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策支援交付金					補助金	
▼こんなときに							
生きものに配慮した水田づくりの取組について支援を受けたい							
▼こんな支援が受けられます							
○魚道などの設置費の支援 魚道（排水路堰上式、一筆型）や水田内水路などの設置費用を補助します。（生態系保全型） 地域のまとまった面積で行う魚のゆりかご水田の取組を支援します。（生態系保全型）							
○環境負荷低減の取組への支援（みどり加算） 冬期湛水、夏季湛水、江の設置といった、生態系に配慮した農業の取組を支援します。							
○世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策支援交付金の単価（単位：円／10a 当たり）							
	農地維持 支払	資源向上支払					施設の 長寿命化
		共同活動				加算措置	
		標準型	環境保全型	生態系保全 型	田んぼダ ム加算		
田	2,200	1,300	1,800	1,800	300	300	4,400
畑	1,500	800	1,080	800	—	180	2,000
草地	180	120	180	120	—	30	400
	環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）						
	長期中干	冬期湛水	夏季湛水	中干し延期	江の設置		
					作溝実施	作溝未実施	
田、畑	800	4,000	8,000	3,000	4,000	3,000	
※みどり加算の交付対象は実際に取り組みを行うほ場面積のみが対象です。							
○対象となる方の条件 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の活動組織 ただし、「環境負荷低減の取組への支援」については、令和6年度に環境保全型農業直接支払で同じ 内容に取り組んでいた農業者、団体も対象になります（～R11 まで）							
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室 TEL：077-528-3962 E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp						
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18548.html						

資金の確保

事業名	農林漁業セーフティネット資金			融資
▼こんなときに				
自然災害等による被害に対し農業経営の維持に必要な資金を借りたい				
▼こんな支援が受けられます				
○農林漁業経営の意欲と能力を有しながらも、災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し融資する資金				
対象者	利率 (年%)	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額	融資機関
農林漁業者	1.65～ 2.45	15年以内 (3年以内)	一般 600万円 特認 年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い方	(株)日本政策 金融公庫
○融資利率等の条件は、令和8年4月1日現在のものです。				
○審査の結果により、御希望に添えない場合があります。				
問合せ先	日本政策金融公庫 大津支店 農林水産事業 TEL：077-525-7195			

事業名	農業近代化資金			融資
▼こんなときに				
農業経営の改善のために必要な長期の農業資金を借りたい				
▼こんな支援が受けられます				
融資対象	利率 (年%)	償還期間 (据置期間)	貸付限度額	融資機関
農業を営む者 (認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体等)	2.50 (※1、 2)	資金用途に 応じ 7～18年 (2～7年)	個人：1,800万円 法人、団体等：2億円	農協
※1 県の利子補給後の利率です。				
※2 (公財)農林水産長期金融協会およびJAバンクから追加で利子補給があります。				
○融資利率等の条件は、令和8年4月1日のものです。				
○貸付対象者であっても、金融機関や保証機関の審査により、御希望に添えない場合があります。				
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農政課 農業団体指導検査室 TEL：077-528-3813 E-mail：n-shikin@pref.shiga.lg.jp			

事業名	スーパーS 資金（農業経営改善促進資金）	融資		
▼こんなときに				
短期の農業資金を借りたい				
▼こんな支援が受けられます				
○農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が利用する経営改善のための短期運転資金				
融資対象	利率 (年%)	償還期間	貸付限度額	融資機関
認定農業者	2.15	1年 (極度額の範囲で、 5年間借換えが可能)	個人 500万円 法人 2,000万円 (極度貸付)	農協
○融資利率等の条件は、令和8年4月1日現在のものです。				
○貸付対象者であっても、金融機関や保証機関の審査により、御希望に添えない場合があります。				
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農政課 農業団体指導検査室 TEL:077-528-3813 E-mail : n-shikin@pref.shiga.lg.jp			

事業名	スーパーL 資金（農業経営基盤強化資金）	融資		
▼こんなときに				
農業の経営改善に必要な長期の農業資金を借りたい				
▼こんな支援が受けられます				
○農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が利用する、経営改善のための以下の資金				
<ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 ・長期運転資金 ・負債（公庫農林水産事業及び旧農林漁業金融公庫以外の制度資金は除く）の整理資金 				
対象者	利率（年%）	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額	融資機関
認定農業者	1.65~2.50	25年以内 (10年以内)	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円 〔一定の場合30億円〕)	(株)日本政策 金融公庫
○融資利率等の条件は、令和8年4月1日現在のものです。				
○審査の結果により、御希望に添えない場合があります。				
問合せ先	日本政策金融公庫 大津支店 農林水産事業 TEL : 077-525-7195			

事業名	青年等就農資金	融資		
▼こんなときに				
新規就農に必要な資金を借りたい				
▼こんな支援が受けられます				
○農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者が利用する経営開始のための無利子の長期資金				
対象者	利率 (年%)	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額	融資機関
認定新規就農者	無利子	17年以内 (5年以内)	3,700万円 (特認1億円)	(株)日本政策 金融公庫
○審査の結果により、御希望に添えない場合があります。				
問合せ先	日本政策金融公庫 大津支店 農林水産事業 TEL：077-525-7195			

事業名	経営体育成強化資金	融資		
▼こんなときに				
経営規模の拡大や償還負担の軽減のための資金を借りたい				
▼こんな支援が受けられます				
○農業経営の改善のための前向き投資資金と、既存負債の償還負担軽減資金とがあります。				
対象者	利率 (年%)	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額	融資機関
農業を営む個人、法人・団体	2.50	25年以内 (3年以内〔一定の使い途の場合は10年以内〕)	1～3の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内 1. 前向き投資：負担額の80% 2. 再建整備： ・個人 1,000万円 (特認1,750万円、特定2,500万円) ・法人 4,000万円 3. 償還円滑化：経営改善計画期間中の5年間又は10年間で償還すべき金額の合計	(株)日本政策金融公庫
○融資利率等の条件は、令和8年4月1日現在のものです。				
○審査の結果により、御希望に添えない場合があります。				
問合せ先	日本政策金融公庫 大津支店 農林水産事業 TEL：077-525-7195			

事業名	農業経営負担軽減支援資金			融資
▼こんなときに				
償還負担軽減のための営農負債の借換えに必要な資金を借りたい				
▼こんな支援が受けられます				
融資対象	利率 (年%)	償還期間 (据置期間)	貸付限度額	融資機関
主業農業者(個人、法人)	2.50 (※1)	10年 (3年) 特例 15年	営農負債額	農協
<p>※1 県の利子補給後の利率です。</p> <p>○融資利率等の条件は、令和8年4月1日現在のものです。</p> <p>○貸付対象者であっても、金融機関や保証機関の審査により、御希望に添えない場合があります。</p>				
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農政課 農業団体指導検査室 TEL : 077-528-3813 E-mail : n-shikin@pref.shiga.lg.jp			

事業名	畜産特別資金融通事業	融資
▼こんなときに		
畜産農家の方が、既往負債を長期・低利で借り換えたい		
▼こんな支援が受けられます		
①畜産リノベ資金（大家畜・養豚特別支援資金） 負債の償還が困難な酪農、肉用牛および養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定および後継者への継承の円滑化を図ります。		
経営の種類	利率（年％）	償還期限（据置期間）
酪農、肉用牛	2.60	25年以内（5年以内）
養豚	2.60	15年以内（5年以内）
②（令和7年度～8年度緊急対策）酪農・肉用牛担い手緊急支援資金 飼料価格の高止まりや子牛価格の下落等の社会的、経済的環境の変化により経営が厳しい酪農・肉用牛の担い手に対し、3年分の償還額の借換により資金繰りの安定を支援します。 なお、令和8年度まで実施される緊急支援資金となります。		
経営の種類	利率（年％）	償還期限（据置期間）
酪農、肉用牛	2.60	25年以内（5年以内）
○貸付利率は、令和8年4月20日現在のものです。今後、貸付利率等が変更となる場合がありますので、詳細については、下記へお問い合わせください。		
○貸付時期は、1および2の資金とも原則として5月、8月、11月、2月の年4回です。		
○飼養規模等、一定の貸付要件がありますので、詳細については事前に下記へお問い合わせください。		
○貸付対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、御希望に添えない場合があります。		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 畜産課 管理係 TEL：077-528-3851 E-mail：ge00@pref.shiga.lg.jp	

事業名	水産金融対策事業（水産振興資金の貸付）		融資		
▼こんなときに					
施設整備や漁船・漁具改良取得、経営安定等のための資金を低利で借りたい					
▼こんな支援が受けられます					
融資機関：滋賀銀行					
債務保証：全国漁業信用基金協会兵庫支所滋賀出張所が保証を付します。保証料 年0.89%					
資金の種類	資金用途	対象者 (同一借入者の限度)	利率 (年%)	償還期間 (うち据置期間)	融資限度額 ※対象資金 総額の 80%以内
施設整備資金	魚貝類養殖施設	漁業協同組合 (2,000万円)	漁業近代 化資金の利 率に準じて 知事が別に 定める利率 以内	7年以内 (1年以内)	100～ 700 万円
	真珠養殖施設				50～500 万円
	水産物加工施設				100～ 700 万円
漁船・漁具改良 取得資金	漁船	(700万円)		7年以内 (1年以内)	50～500 万円
	漁具	漁業生産組合 (1,500万円)		5年以内 (1年以内)	50～500 万円
経営安定資金	魚貝類養殖漁業 (種苗および飼料 の取得)	漁船漁業者 (1,300万円)		2年以内 (1年以内)	50～400 万円
	真珠養殖漁業 (品質向上、価格 安定、先進技術 の導入および季 節的需要)	水産加工業者 (1,300万円) 養殖漁業者 (1,100万円)	3年以内 (1年以内)	50～400 万円	
	水産物加工業 (原材料の取得)		2年以内 (1年以内)	50～600 万円	
漁場環境保全 対策資金	漁場環境保全活動	※漁協のみ		7年以内 (1年以内)	50～300 万円
	水質汚濁防止施設				
※「漁業近代化資金の利率に準じて知事が別に定める利率」は県HPで公開しています					
問合せ先	滋賀県 農政水産部 水産課 水産振興係 TEL：077-528-3873 E-mail：gf00002@pref.shiga.lg.jp				

事業名	沿岸漁業改善資金貸付事業 (経営等改善資金・生活改善資金の貸付)	融資	
▼こんなときに			
経営等改善、生活改善するための設備等の購入、改造するための資金を無利子で借りたい			
▼こんな支援が受けられます			
貸付事務委託機関：農林中央金庫 貸付利率：無利子 ※同一借入者に対する貸付は「貸付の内容」ごとに1回限り ※同一借入者の借入限度：5,000万円			
【経営等改善資金】			
資金の種類	貸付の内容	対象者	貸付限度額
① 操船作業省力化 機器等設置資金	自動操だ装置の設置費用 遠隔操縦装置の設置費用 レーダーの設置費用 自動航跡記録装置の設置費用 GPS受信機の設置費用 サイドスラスターの設置費用	沿岸漁業者	500万円 (※1台ごとに限度額有)
② 漁ろう作業省力化 機器等設置資金	ラインホーラー、ネットホーラー等の揚縄機の設置費用 カラー魚群探知機の設置費用 水冷却装置の設置費用 巻取りウインチの設置費用 漁業用クレーンの設置費用 水殺菌装置の設置費用 漁獲物等処理装置の設置費用	沿岸漁業者の組織する団体 中小企業者 (農商工連携法第11条第1項に規定される認定中小企業者)	
③ 補機関等駆動 機器等設置資金	補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む。)の設置費用 油圧装置の設置費用	促進事業者 (六次産業化法第6条第3項に規定される促進事業者)	
④ 燃料油消費節減 機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関(推進機関)の設置費用 定速装置の設置費用		
⑤ 新養殖技術 導入資金	知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術、または知事が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次の経費 養殖施設の設置費用 種苗、餌料の購入費用等		
			2,500万円 (1台ごとに限度額有)
			1件 400万円

⑥ 資源管理型漁業 推進資金	水産資源の管理に関する取決めにより資源管理措置の実施と、これと併せて行う低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値向上の総合的な実施に必要な資金		1 件 1,200 万円
⑦ 環境対応型養殖業 推進資金	漁場の保全に関する取決めによる養殖密度の適正化、投餌の内容・方法の改善、薬品使用の適正化等による養殖業の生産工程の総合的な改善に必要な資金		1 件 2,000 万円
⑧ 乗組員安全機器等 設置資金	転落防止用手すりの設置費用 安全カバー装置の設置費用 揚網機安全装置の設置費用	沿岸漁業者 沿岸漁業者の組織 する団体	150 万円(1 件 毎の限度額有)
⑨ 救命消防設備 購入資金	救命胴衣/消火器/イーパブ/レー ダートランスポンダ/小型漁船緊 急連絡装置の購入費用		130 万円
⑩ 漁船衝突防止 機器等購入等資金	レーダー反射器の購入・設置費用 無線電話の設置費用		80 万円
⑪ 漁具損壊防止 機器等購入資金	漁具の標識(灯火付きブイおよび レーダー反射器付きブイ)の購入 費用		1 人 70 万円、 団体等 130 万 円

【生活改善資金】

資金の種類	貸付の内容	対象者	貸付限度額
① 生活合理化 設備資金	し尿浄化装置または改良便そう の設置に必要な資材の購入費用	沿岸漁業従事者	1 件 30 万円
	自家用給排水施設、太陽熱利用温 水装置の設置に必要な資材の購 入費用		1 件 10 万円
② 住宅利用方式 改善資金	居室 炊事施設 衛生施設、家事 室等の改造費用		1 件 150 万円 合計 150 万円
③ 婦人・高齢者 活動資金	漁船用機器、漁具、加工用機器等 の設置費用 種苗費、餌料費、加工用原材料費、 資材費等	沿岸漁業従事者の 組織する団体	1 件 80 万円

※償還期間：メニュー毎に異なるので詳細はお問合せください

※申込期日：年 4 回（5 月末日、7 月末日、10 月末日、1 月末日）

問合せ先	滋賀県 農政水産部 水産課 水産振興係 TEL：077-528-3873 E-mail：gf00002@pref.shiga.lg.jp
------	-------------------------------------------------------------------------

事業名	沿岸漁業改善資金貸付事業 (青年漁業者等養成確保資金の貸付)	融資
-----	-----------------------------------	----

▼こんなときに

40歳未満の方で、漁業の開始資金や研修費用を無利子で借りたい

▼こんな支援が受けられます

貸付事務委託機関：農林中央金庫

貸付利率：無利子 ※同一借入者に対する貸付は「貸付の内容」ごとに1回限り

※同一借入者の借入限度：5,000万円

【青年漁業者等養成確保資金】

資金の種類	貸付の内容	対象者	貸付限度額
① 研修教育資金	旅費、教材費、授業料等	青年漁業者(18歳以上 40歳未満)、沿岸漁業労働従事者(18歳以上 50歳未満)、その他の漁業を担うべき者、沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者	①国内研修 1人 180万円 ※月額15万円、 12か月限り
			②国外研修 1人 100万円 ※①②合計180万円 まで
② 高度経営技術 習得資金	情報関連機器、制御装置等	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体	1件 150万円
③ 漁業経営開始資金	漁業経営を開始する資金 (漁船、機器、施設、漁具、 種苗、餌料等)		経営開始資金 2,000万円 部門経営開始資金 800万円

※償還期間：メニュー毎に異なるので詳細はお問合せください

※申込期日：年4回(5月末日、7月末日、10月末日、1月末日)

○対象となる方の条件：40歳未満の青年漁業者

問合せ先	滋賀県 農政水産部 水産課 水産振興係 TEL：077-528-3873 E-mail：gf00002@pref.shiga.lg.jp
------	-------------------------------------------------------------------------

事業名	農林漁業施設資金 [主務大臣指定施設資金]	融資	
▼こんなときに			
漁具、養殖施設等の設備投資に必要な資金を借りたい			
▼こんな支援が受けられます			
対象者：漁業を営む個人又は法人 貸付利率：2.50%（令和8年4月1日現在）			
資金用途	貸付限度額 （「融資額」と「負担額×融資率」のいずれか低い額）		償還期間 （うち据置期間）
	融資額	融資率	
漁具	6,000万円 （1漁労体当たり2,000万円）	80%	15年以内 （3年以内）
内水面養殖施設	個人：2,500万円 法人：5,000万円		
海面養殖施設	漁業生産組合：7,200万円 その他：3,600万円 陸上養殖施設：3億円		
災害復旧	漁船（20t未満）：1隻当たり1,000万円 その他：1施設当たり300万円		
問合せ先	日本政策金融公庫 大津支店 農林水産事業 TEL：077-525-7195		

滋賀の農林水産業のサポーターを募集しています

事業名	琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会	ネットワーク
▼こんなときに		
琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業を応援したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○県民、民間団体、企業、大学、研究機関、地方公共団体など多様な主体が連携のもと、世界農業遺産「琵琶湖システム」の保全、継承の取組の推進や、力強い農林水産業づくりと活力ある地域づくり、地域の環境保全活動の促進等を目的としています。</p> <p>○「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」の会員になると・・・</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 協議会が主催する関係事業に参加できます。 2) 個人・団体等が行う「琵琶湖システム」に関連する取組について情報発信ができます。 3) 琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業について情報を提供します。 4) 「琵琶湖システム」の取組への参加や意見・提案をすることができます。 5) 会員通信を配信します。 <p>○対象となる方の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨に御賛同いただける方ならどなたでも ・年会費、入会費は無料です。 		  <p>会員登録はこちらから！</p>
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農政課 企画・世界農業遺産係 TEL：077-528-3825 E-mail：shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/biwako-system/support/member	

事業名	こだわり滋賀ネットワーク	ネットワーク
▼こんなときに		
滋賀県の農や食を応援したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○優れた自然環境やびわ湖と共存した滋賀の農業のあり方や食について、会員が集い共に考え行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進および滋賀県農業の振興に寄与します。</p> <p>○こだわり滋賀ネットワークの会員になると・・・</p> <p>滋賀の食や農の情報が満載のこだわり滋賀ネットワーク広報誌と県内の農や食に関する様々な情報をお届けします。</p> <p>○対象となる方の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動目的に賛同する個人または団体 ・年会費 個人会員 1,000 円 団体会員 5,000 円 がかります。 		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 未来の農業振興課 みどりの食料戦略室 環境こだわり農業係 TEL：077-528-3895 E-mail：kankyo-kodawari@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/18371.html	

事業名	棚田保全ネットワーク推進事業	ネットワーク
▼こんなときに		
棚田の農作業を手伝いたい 保全活動に協力したい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○県ホームページやしが棚田ボランティア制度「たな友」ホームページ、各種 SNS 等によりボランティア受入地域の活動を情報発信していますので、各自お申し込みのうえ、棚田保全活動に御参加いただけます。</p> <p>○棚田の保全活動については、草刈りだけでなく、交流会や収穫祭なども併せて開催されていますが、取り組む地域により、内容が異なります。</p> <p>詳細は「たな友」ホームページ (URL: https://tanatomo.jp) を御参考ください。</p>		<p>ボランティアによる草刈り作業</p>
<p>「しが棚田トラスト制度」に御協力ください - 長く活動を継続し、美しい棚田を将来へ引き継ぐために -</p> <p>「しが棚田トラスト制度」とは、年々荒廃が進む県内の棚田を保全するため、棚田地域と地域住民等ボランティアが一体となって取り組む棚田保全活動に、御賛同いただける企業や個人から寄附金を募り、これを保全活動の資金として活用する制度です。集まった寄附金は、作業に必要な資材や消耗品の購入、活動運営に係る経費など、棚田地域にとって直接的な支援となり、保全活動に活かされます。なお、寄附いただいた方には、地域の特産物など返礼品もございますので、多くのおみなさまの御支援、御協力をお願いします。</p>		
<p>※申し込み方法や寄附特典などの詳細情報は「おうみ棚田ネット」(下記 URL)で御確認ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18635.html</p> <p>※滋賀県への寄附を希望される方は滋賀応援寄附(ふるさと納税)を御確認ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ouen/index.html</p>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室 TEL : 077-528-3963 E-mail : gh01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18635.html	

事業名	子ども・若者への近江牛食育推進事業	研修・情報発信
▼こんなときに		
近江牛について学習・研究や魅力発信をしたい 子どもや若者を対象に近江牛をテーマとした食育や学習の機会を提供したい		
▼こんな支援が受けられます		
対象事業		対象となる方の条件
① 学生が主体となり自ら行う、近江牛をテーマとする学習・研究および魅力発信	大学のゼミナール・研究室や学生を主な構成員とする団体 等	
② 子どもや若者を対象に滋賀県内で実施する、近江牛をテーマとした食育や学習の機会の提供	生産者、流通・販売事業者、生産・流通関係団体 等	
○補助率：定額（①上限 300 千円②上限 500 千円）		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 畜産課 近江牛流通対策室 TEL：077-528-3861 E-mail：ge0004@pref.shiga.lg.jp	

滋賀の農林水産業の魅力をお届けしています

事業名	ホームページ 滋賀のおいしいコレクション Instagram おいしがうれしが（公式） Facebook おいしが うれしが（公式） X おいしが うれしが（公式）	情報発信
▼こんなときに		
「滋賀の農畜水産物」について知りたい、買いたい、食べたい		
▼こんな情報が見られます		
<p>○「滋賀の農畜水産物」の魅力ホームページ（滋賀のおいしいコレクション）やInstagram、フェイスブック、Xを通じてタイムリーに国内外に発信することで、ブランドイメージの向上、地産地消の推進をはかります。</p> <p>1) 滋賀のおいしいコレクション 滋賀県産の旬の食材について、産地レポートや生産者ならではの料理をあわせて魅力をご紹介します。</p> <p>2) Instagram・Facebook・X タイムリーに生産現場の情報や食に関するイベント情報などを発信しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;">    </div>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室 マーケティング係 TEL：077-528-3890 E-mail：gc01@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	≪滋賀のおいしいコレクション≫ https://shigaquo.jp/ ≪Instagram≫ https://www.instagram.com/oishiga/ ≪Facebook≫ https://www.facebook.com/oishiga.02/ ≪X≫ https://x.com/oishiga_shiga	

事業名	世界農業遺産「琵琶湖システム」Instagram、Facebook、ホームページ	情報発信
▼こんなときに		
世界農業遺産「琵琶湖システム」に関する取組について知りたい		
▼こんな情報が見られます		
<p>Instagram、Facebook、ホームページにて、世界農業遺産「琵琶湖システム」に関する取組や県産食材のファン拡大に向けた情報発信を行っています。</p>		
<p style="text-align: center;">Instagram</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;">  <p>SHIGAGIAHS</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">フォロワーと取り組む「琵琶湖システム」や県産食材の魅力発信</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>Facebook</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ホームページ</p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 農政課 企画・世界農業遺産係 TEL : 077-528-3825 E-mail : shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/biwako-system/index.html	

事業名	「しがの農業農村」Facebook、Instagram 「グリーンツーリズム滋賀」ホームページ	情報発信
-----	----------------------------------------------------	------

▼こんなときに

滋賀の農村振興に関する取組や活動について知りたい

▼こんな情報が見られます

「しがの農業農村」Facebook、Instagram

- 農村地域の特色を活かした都市農村交流イベントや研修会などの情報を知ることができます。
- 美しい棚田の風景や田植えや稲刈りといったボランティアイベントの紹介や参加者の募集案内をしています。
- 生きものに配慮した水田づくりの取組を知ることができます。
- 県が実施している農業農村整備など工事の現場を紹介しています。

しがの農業農村



Facebook



Instagram



しがの農業農村
@shiganononaka

「グリーンツーリズム滋賀」ホームページ

- 滋賀県内の農山漁村で体験できる農林漁業体験や生活体験などができる施設や体験プログラム、イベントなどを紹介しています。




ホームページ



英語版ホームページ

問合せ先	滋賀県 農政水産部 耕地課・農村振興課 TEL : 077-528-3961 E-mail : gh01@pref.shiga.lg.jp
ホームページ	http://www.pref.shiga.lg.jp/gt-shiga/index.html

事業名	Facebook ページ 滋賀県水産課 ホームページ 「琵琶湖八珍」	情報発信
▼こんなときに		
「滋賀の水産」に関する情報を知りたい		
▼こんな情報が見られます		
○滋賀県の水産業・水産振興の取組のほか、琵琶湖の恵みをはじめとする滋賀の水産の魅力を発信しています。当課の取組や旬の水産情報、など随時お伝えしていますので、ぜひご覧ください。		
<p>• Facebook 水産課</p> 		
<p>• ホームページ 琵琶湖八珍</p> 		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 水産課 TEL : 077-528-3870 E-mail : biwako-hacchin@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.facebook.com/pref.shiga.suisan https://shigaquo.jp/hacchin/	

事業名	遊漁の電子手帖「FiShiga」	情報発信
▼こんなときに		
漁業権漁場の位置や採捕禁止区域などの遊漁のルールを知りたい		
▼こんな情報が見られます		
<p>○複雑で見えにくい漁場ルールをマップ上に「見える化」するWEBアプリを開発しました。お持ちのスマートフォンの位置情報から、琵琶湖や河川の漁業権漁場の位置や保護水面などの採捕禁止区域の内容がわかります。</p> <p>・遊漁の電子手帖「FiShiga」</p>		
  		
問合せ先	滋賀県 農政水産部 水産課 TEL : 077-528-3870 E-mail : gf00@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://fishiga.umirec.com/	

事業名	Facebook・Instagram ページ Face to アグリ大津・南部	情報発信
▼こんなときに		
大津・南部管内の農業・農村の情報や大津・南部農業農村振興事務所の活動が知りたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○大津・南部管内の農業・農村の情報を随時掲載しています。農業の普及指導活動や農村振興、農業農村整備の情報などを知ることができます。</p> <p>○大津・南部管内の農村風景、農作業や農業に関わる人々の取組を写真で掲載しています。最新の農業情報や農村の動きを知ることができます。</p> <p>○台風などの気象災害に関する情報や、研修会、イベントのお知らせ、その他、緊急を要する情報を掲載します。</p>		
    		
問合せ先	滋賀県大津・南部農業農村振興事務所 農産普及課 : 077-567-5421 Email : ga35@pref.shiga.lg.jp 田園振興課 : 077-567-5415 Email : gh35@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/nouseisuisanbu/otsunambunougyounousonshinkouka/index.html	

事業名	Facebook・Instagram ページ アグリウィンドこうか	情報発信
▼こんなときに		
甲賀農業農村振興事務所の活動や甲賀地域の農業情報が知りたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○甲賀管内（甲賀市・湖南市）における最新の農業や農村の動きや農業普及活動の様子を知ることができます。</p> <p>○農業農村整備事業の様子や、農村地域の特色を活かしたボランティア支援などの情報を知ることができます。</p> <p>○台風情報や緊急を要する情報を掲載しているので、素早い対応策がわかります。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;">  Facebook </div> <div style="text-align: center;">  Instagram </div> </div>		
問合せ先	滋賀県甲賀農業農村振興事務所 農産普及課 TEL：0748-63-6126 E-mail：ga30@pref.shiga.lg.jp 田園振興課 TEL：0748-63-6121 E-mail：gh30@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	Facebook https://m.facebook.com/agriwindkoka/ Instagram https://www.instagram.com/agriwind_koka	

事業名	Facebook ページ ふきゅーとる東近江	情報発信
▼こんなときに		
東近江地域の農業普及指導センターの活動や農業情報が知りたい		
▼こんな支援が受けられます		
<p>○東近江管内（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）における普及指導員の活動内容や現地の情報を随時掲載しているので、東近江地域の農業振興の動きを知ることができます。</p> <p>○東近江管内の農村風景、農業者の取組状況を掲載しているので、最新の農業や農村の状況を知ることができます。</p> <p>○台風情報や緊急を要する情報を掲載しているので、素早い対応策がわかります。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>		
問合せ先	滋賀県 東近江農業農村振興事務所 農産普及課 TEL：0748-22-7727 Email：ga31@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.facebook.com/fecutre	

事業名	Facebook ページ 湖東普及だより	情報発信
▼こんなときに		
湖東地域の農業普及指導センターの活動や農業情報が知りたい		
▼こんな情報が見られます		
<p>○湖東管内（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）の農業普及指導活動や農業・農村情報を随時掲載しており、農業農村振興事務所の活動を知ることができます。</p> <p>○湖東管内の農村風景、農作業の様子を写真で掲載しており、最新の農業や農村の動きを知ることができます。</p> <p>○台風情報や緊急を要する情報を掲載しており、対応策がわかります。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>		
問合せ先	滋賀県 湖東農業農村振興事務所 農産普及課 TEL：0749-27-2228 E-mail：ga32@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.facebook.com/hukyuudayori.kotou	

事業名	Facebook・Instagram ページ らくのうる湖北	情報発信
▼こんなときに		
湖北地域の農業普及指導センター等の活動や農業情報、地域の魅力が知りたい		
▼こんな情報が見られます		
<p>○Facebook⇒普及指導員の仕事風景や現地の情報を、農業者向けに掲載しており、農業普及指導活動の様子や湖北管内（米原市、長浜市）の農業・農村の動きを知ることができます。</p> <p>○Instagram⇒湖北管内の農業や農産物、自然風景、普及指導員の仕事風景を一般消費者向けに掲載しており、湖北管内の魅力や普及指導活動について知ることができます。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="display: flex; gap: 20px;">   </div> </div>		
問合せ先	滋賀県 湖北農業農村振興事務所 農産普及課 TEL：0749-65-6630 E-mail：ga33@pref.shiga.lg.jp 田園振興課 TEL：0749-65-6620 E-mail：gh33@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	Facebook https://m.facebook.com/lacnord.kohoku.nogyo/ Instagram https://www.instagram.com/kohoku.miryoku.hassin/	

事業名	Facebook・Instagram ページ キラリ高島農業	情報発信
▼こんなときに		
高島地域の農業農村の振興活動や地域の魅力を知りたい		
▼こんな情報が見られます		
<p>○高島地域の農業情報や普及指導員の活動を知ることができます。</p> <p>○農業農村の整備や、農村地域のボランティア支援などのイベント情報を知ることができます。</p> <p>○補助事業やイベント参加募集、災害対策などの最新情報も発信しています。</p>		
   		
問合せ先	滋賀県 高島農業農村振興事務所 農産普及課 TEL：0740-22-6025 E-mail：ga34@pref.shiga.lg.jp 田園振興課 TEL：0740-22-6034 E-mail：gh34@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	Facebook https://www.facebook.com/takashimanounou/ Instagram https://www.instagram.com/kirari_takashima/	

事業名	Facebook・Instagram ページ 滋賀県農業技術振興センター	情報発信
▼こんなときに		
滋賀県が開発に取り組む農業・栽培技術や農業が楽しくなる情報等について知りたい		
▼こんな情報が見られます		
<p>○センターで取り組んでいる試験研究に関する日々の活動等について情報発信しています。</p> <p>○農業関係者向けの研修会や発表会、イベント等に関するお知らせを掲載しています。</p> <p>○広域的な普及活動や農業に関する豆知識を紹介しています。</p>		
  		
問合せ先	滋賀県農業技術振興センター 研究企画室 TEL：0748-46-3084 E-mail：gc57150@pref.shiga.lg.jp	
ホームページ	https://www.facebook.com/254582198473200/ https://www.instagram.com/nougi_shiga/	

冊子に掲載した問合せ先一覧

【滋賀県関係】 <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/>

○滋賀県庁 農政水産部 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

所属名	メールアドレス	電話番号
農政課	ga00@pref.shiga.lg.jp	077-528-3825
みらいの農業振興課	gc00@pref.shiga.lg.jp	077-528-3830
畜産課	ge00@pref.shiga.lg.jp	077-528-3851
水産課	gf00@pref.shiga.lg.jp	077-528-3870
耕地課	gh00@pref.shiga.lg.jp	077-528-3941
農村振興課	gh01@pref.shiga.lg.jp	077-528-3961

○農政水産部所属地方機関

所属名（所在地）		電話番号
大津・南部農業農村振興事務所 （草津市草津 3 丁目 14-75）	農産普及課	077-567-5412
	田園振興課	077-567-5415
甲賀農業農村振興事務所 （甲賀市水口町水口 6200）	農産普及課	0748-63-6126
	田園振興課	0748-63-6121
東近江農業農村振興事務所 （東近江市八日市緑町 7-23）	農産普及課	0748-22-7715
	田園振興課	0748-22-7722
湖東農業農村振興事務所 （彦根市元町 4-1）	農産普及課	0749-27-2213
	田園振興課	0749-27-2222
湖北農業農村振興事務所 （長浜市平方町 1152-2）	農産普及課	0749-65-6613
	田園振興課	0749-65-6620
高島農業農村振興事務所 （高島市今津町今津 1758）	農産普及課	0740-22-6025
	田園振興課	0740-22-6034
所属名	所在地	電話番号
農業技術振興センター	近江八幡市安土町大中 516	0748-46-3081
茶業指導所	甲賀市水口町水口 6750	0748-62-0276
農業大学校	近江八幡市安土町大中 503	0748-46-2551
病虫害防除所	近江八幡市安土町大中 516	0748-46-4926
家畜保健衛生所	近江八幡市西本郷町 226-1	0748-37-7511
畜産技術振興センター	蒲生郡日野町山本 695	0748-52-1221
水産試験場	彦根市八坂町 2138-3	0749-28-1611

【県内各市町農政主務課】

市町名	所在地	電話番号
大津市農林水産課	大津市御陵町 3-1 別館 3F	077-528-2757
草津市農林水産課	草津市草津 3-13-30	077-561-2357
守山市農政課	守山市吉身 2 丁目 5 番 22 号	077-582-1130
栗東市農林課	栗東市安養寺 1-13-33	077-551-0124
野洲市農林水産課	野洲市小篠原 2100-1 別館 2F	077-587-6004
甲賀市農業振興課	甲賀市水口町水口 6053	0748-65-0711
湖南省産業立地企画室	湖南省中央 1-1	0748-71-2353
湖南省農林保全課		0748-71-2330
東近江市農業水産課	東近江市八日市緑町 10-5	0748-24-5660
近江八幡市農業振興課	近江八幡市桜宮町 236 番地	0748-36-5514
日野町農林課	蒲生郡日野町河原 1 丁目 1 番地	0748-52-6563
竜王町農業振興課	蒲生郡竜王町大字小口 3 番地	0748-58-3706
彦根市農林水産課	彦根市元町 4 番 2 号	0749-30-6118
愛荘町農林振興課	愛知郡愛荘町愛知川 72 番地	0749-42-8013
豊郷町産業振興課	犬上郡豊郷町石畑 375 番地	0749-35-8114
甲良町産業課	犬上郡甲良町在土 353 番地 1	0749-38-5069
多賀町産業環境課	犬上郡多賀町多賀 324	0749-48-8117
米原市農政課	米原市米原 1016 番地	0749-53-5141
長浜市農業振興課	長浜市八幡東町 632 番地	0749-65-6522
高島市農業政策課	高島市新旭町北畑 565 番地	0740-25-8511

【関係団体】（本冊子に記載した団体のお問合せ先）

団体名	所在地	電話番号
滋賀県農林漁業担い手育成基金	大津市松本 1 丁目 2-20	077-523-5505
しがの漁業技術研修センター （滋賀県漁業協同組合連合会内）	大津市におの浜四丁目 4-23	077-524-2418
日本政策金融公庫 大津支店	大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル 4F	077-525-7195
NPO 法人滋賀県社会就労事業 振興センター	草津市大路 2 丁目 11-15	077-566-8266
大津市農業再生協議会	大津市御陵町 3-1 別館 3F	077-525-3522
草津市農業再生協議会	草津市草津 3-13-30	077-561-2347
守山市農業再生協議会	守山市吉身 2 丁目 5 番地 22 号	077-582-1130
栗東市農業再生協議会	栗東市安養寺 1-13-33	077-551-0124
野洲市農業再生協議会	野洲市小篠原 2100-1 別館 2F	077-587-6004
甲賀市農業再生協議会	甲賀市水口町水口 6053	0748-65-0712
湖南市農業再生協議会	湖南市中央 1-1	0748-71-2329
東近江市水田農業活性化協議会	東近江市八日市緑町 10-5	0748-24-5561
近江八幡市農業再生協議会	近江八幡市鷹飼町北 4-12-2	0748-33-4207
日野町農業再生協議会	蒲生郡日野町河原 2 丁目 55 番地	0748-52-6420
竜王町農業再生協議会	蒲生郡竜王町弓削 1670-1	0748-58-3611
彦根市農業再生協議会	彦根市元町 4 番 2 号	0749-30-6118
愛荘町農業再生協議会	愛知郡愛荘町愛知川 72 番地	0749-42-8013
豊郷町農業再生協議会	犬上郡豊郷町石畑 375 番地	0749-35-8114
甲良町農業再生協議会	犬上郡甲良町在土 353 番地 1	0749-38-5069
多賀町農業再生協議会	犬上郡多賀町多賀 324	0749-48-8117
米原市農業再生協議会	米原市米原 1016 番地	0749-53-5141
長浜市農業再生協議会	長浜市八幡東町 632 番地	0749-65-6522
高島市農業再生協議会	高島市新旭町旭一丁目 10 番 5 号	0740-25-8185
「近江牛」生産・流通推進協議会	近江八幡市長光寺町 1089-4	0748-37-2635



滋賀県農政水産部農政課

〒520-8577 大津市京町 4 丁目 1 番 1 号

TEL : 077-528-3825

FAX : 077-528-4880

E-mail : ga00@pref.shiga.lg.jp